

資料 4

令和 5 年 11 月 22 日(水)
令和 5 年度 第 2 回
沖縄県国民健康保険運営協議会

沖縄県国民健康保険運営方針 (第 3 期) の策定について

沖縄県 保健医療部
国民健康保険課

沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）
（素案）

〔令和6年 月 日決定〕

令和6年 月
沖 縄 県

< 空白 >

<目次>

第1章 基本事項

- 1 目的
- 2 根拠規定
- 3 対象期間
- 4 本運営方針における県、市町村及び国保連合会の役割

第2章 沖縄県内の保険者（市町村）及び被保険者等の状況

- 1 保険者（市町村）、被保険者数及び世帯数
- 2 被保険者の年齢構成及び職業
- 3 一人当たり課税標準額（所得）
- 4 世帯の所得階層分布

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 1 医療費の動向と将来の見通し
- 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組等
- 3 財政安定化基金の運用

第4章 標準的な保険料及び国民健康保険事業費納付金の算定方法

- 1 保険料（税）の現状
- 2 保険料（税）水準の統一
- 3 標準的な保険料（税）算定方法
- 4 標準的な収納率
- 5 国保事業費納付金の算定方法

第5章 保険料（税）の徴収の適正な実施

- 1 保険料（税）の収納状況
- 2 保険料（税）の収納対策

第6章 保険給付の適正な実施

- 1 レセプト点検の充実強化
- 2 第三者行為求償事務の取組強化
- 3 療養費支給事務の適正化
- 4 高額療養費支給事務の適正実施
- 5 県による保険給付の点検、不正請求への対応等
- 6 資格の適用適正化と過誤調整等の取組

第7章 医療費の適正化の取組

- 1 特定健康診査・特定保健指導の**実施**
- 2 **生活習慣病の発症予防・重症化予防**
- 3 適正受診、適正服薬を促す取組
- 5 4 **後発医薬品の使用促進に関する取組**
- 5 **5** 医療費通知に関する取組
- 6 **6** 高医療費市町村の医療費適正化の取組
- 7 **7** 医療費適正化計画との関係

第8章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 10 1 市町村が担う事務の標準化等の推進
- 2 市町村が担う事務の共同実施による効率的な運営の推進
- 3 市町村事務処理標準システム**等の導入**

第9章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- 15 2 **がん検診及び歯科検診との連携**
- 3 他計画との整合性

第10章 施策の実施のための体制

- 1 関係機関相互の**連携**
- 2 PDCAサイクルの実施等
- 20 **別表**

第1章 基本事項

1 目的

5 沖縄県で、国民皆保険制度の基盤となる国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が適用されたのは、27年間に及ぶアメリカ合衆国の施政権下から日本本土に復帰した昭和47年（1972年）5月であり、昭和48年（1973年）4月までに県内全ての市町村において国民健康保険事業が実施され、国民皆保険が達成された。

10 以来、市町村が運営する国民健康保険（以下「市町村国保」という。）は、被用者保険等の加入者を除いた、全ての住民が加入する国民皆保険の最後の砦として、重要な役割を果たしてきた。

15 しかしながら、全国の市町村国保は、被用者保険と比べ被保険者の年齢構成が高く、高齢化の進展等に伴い医療に係る支出は増え続けていく一方、低所得者が多く保険料（税）収入の確保が難しいことから、繰上充用による財政運営及び決算補填目的の法定外繰入金に頼らざるを得ないという構造的な課題を抱えている。全国でも下位にある所得水準で、高齢化が進展する本県の市町村国保も同様の状況にある。

加えて、本県は多くの島々からなる島しょ県であり、財政運営が不安定となりやすい小規模保険者が多く、市町村国保間の医療費、所得水準及び保険料（税）負担率の格差が全国と比べて大きい。

20 県では、累次の改正国民健康保険法に基づく市町村国保の広域化や財政の安定化を推進することを目的として、これまで「沖縄県国民健康保険広域化等支援基金」の設置（平成14年（2002年））、「沖縄県国民健康保険調整交付金」の交付（平成17年（2005年））、「沖縄県国民健康保険広域化等支援方針」の策定（平成22年（2010年））等による取組を進めてきた。

25 そのような中、「社会保障と税の一体改革」（平成24年（2012年））の一環として、医療保険制度の安定化、負担の公平化及び医療費の適正化等を目的とする「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）」が制定された。

30 同法による改正後の国民健康保険法に基づき、平成30年（2018年）度から、都道府県が市町村とともに国保の保険者となり、国保財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、制度の安定化を図ることとされ、市町村においては、地域住民と身近な関係の中で、被保険者の資格管理、保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かな事務・事業を引き続き担うこととされた。

35 平成30年（2018年）3月に、沖縄県が市町村とともに国民健康保険の保険者となるに当たり、これまでの広域化に向けた取組を引き継ぎ、全ての市町村の意見を聴取して、県内の統一的な運営方針である「沖縄県国民健康保険運営方針」を定めた。

平成30年（2018年）度の国保改革以降の国保運営は、関係者による丁寧な作業の結果、おおむね順調に実施されており、また、改革に伴う公費拡充等により本県の国保財政における赤字額は縮小の傾向にある。

- 引き続き、本県国民健康保険の安定的な運営、負担の公平化及び医療費の適正化を目指し、併せて、市町村が担う事務の標準化、効率化、共同処理等を一層推進することを目的に「沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）」（以下「本運営方針」という。）を定める。

2 根拠規定

- 10 本運営方針は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）第82条の2の規定に基づき策定するものである。

3 対象期間

- 15 本運営方針の対象期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの6年間とし、3年ごとに見直しを行うものとする。

なお、見直しは、市町村等関係機関と協議を行い、沖縄県国民健康保険運営協議会へ諮問し、審議・答申を経た上で行うものとする。

4 本運営方針における県、市町村及び国保連合会の役割

- 20 県は、財政運営の責任主体として、市町村等と連携して安定的な運営及び事務の適正の確保に努めるとともに、市町村が担う事務の標準化・効率化等を推進する。

- 市町村は、被保険者の資格管理、保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かな事務・事業を引き続き担うとともに、国保法第82条の2第8項の規定に基づき、本運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。

沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、同条の2第9項の規定に基づき、本運営方針の作成及び本運営方針に定める施策の実施に関し、必要な協力を行うものとする。

- 30 なお、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や自然災害等、被保険者の生活に著しい影響を与える事態が生じ、当該事態に対応した施策が講じられる場合は、県、市町村及び国保連合会は、連携して当該施策の実施に必要な措置を講じるなど、当該事態に対応するよう努めるものとする。

第2章 沖縄県内の保険者（市町村）及び被保険者等の状況

1 保険者（市町村）、被保険者数及び世帯数

（1）保険者（市町村）

5 保険者（市町村）数は41市町村で、保険財政が不安定になるリスクが高いとされる被保険者数3,000人未満である小規模保険者数が17町村（41.4%）となっている。

このうち、さらに1,000人未満の保険者は、11町村 (26.8%) となっている。（図表2-1）

10 また、被保険者数が最も多い那覇市が 7万7,380人であるのに対し、最も少ない渡名喜村は114人で、保険者規模の格差は大きい。

（2）被保険者世帯数及び被保険者数

15 令和3年度の被保険者世帯数は23万6,361世帯、被保険者数は38万8,533人で、本県の総人口148万5,670人（住民基本台帳人口）に占める被保険者数の割合は 26.2%であり、加入割合は減少傾向にある。（図表2-2）

また、一世帯当たりの被保険者数は 1.64人で、引き続き減少傾向にある。（図表2-3）

図表2-1 保険者規模別市町村数（令和3年度）

	1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人以上 5,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	10,000人以上 30,000人未満	30,000人以上 50,000人未満	50,000人以上	計
全国	196	372	244	322	394	80	108	1,716
	11.4%	21.7%	14.2%	18.8%	23.0%	4.7%	6.3%	100%
沖縄県	11	6	6	6	9	2	1	41
	26.8%	14.6%	14.6%	14.6%	22.0%	4.9%	2.4%	100%

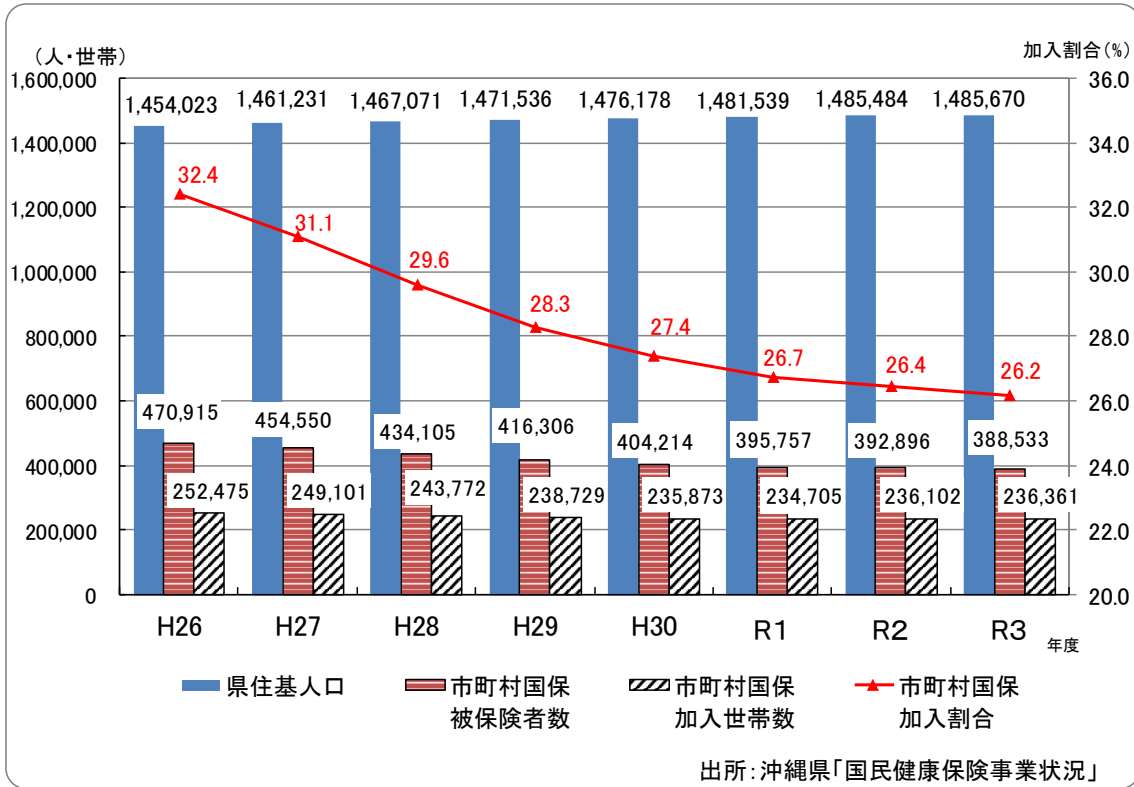
出所：厚生労働省「国民健康保険実態調査」

20

25

30

図表 2-2 本県の総人口、市町村国保被保険者・世帯数の推移（平成26～令和3年度）



図表 2-3 一世帯当たり被保険者数の推移（平成26～令和3年度）

	H26	27	28	29	30	R元	2	3
一世帯当たり被保険者数	1.87	1.82	1.78	1.74	1.71	1.69	1.66	1.64

出所：沖縄県「国民健康保険事業状況」

5 2 被保険者の年齢構成及び職業

(1) 被保険者の年齢構成

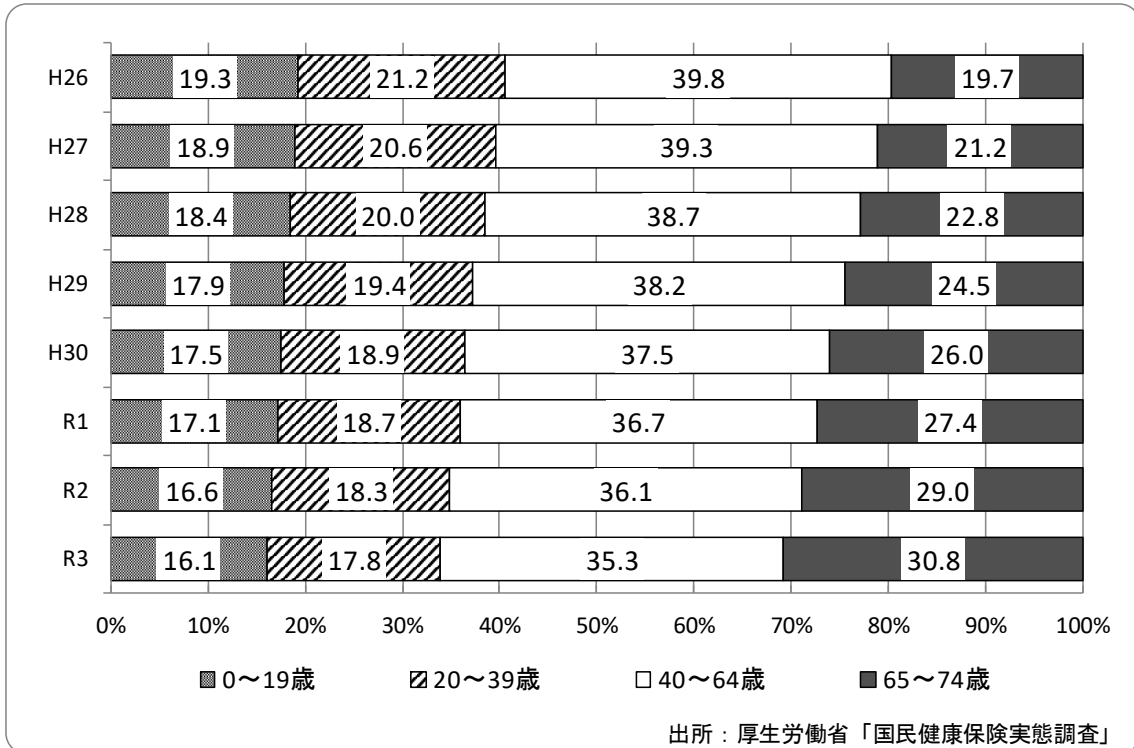
令和3年度の被保険者の年齢構成は、0歳～19歳が16.1%、20歳～39歳が17.8%、40歳～64歳が35.3%、65歳～74歳が30.8%となっている。0歳～19歳の割合は全国で最も高い一方、65歳～74歳の割合は全国で最も低くなっている。

10 65歳から74歳までの被保険者（前期高齢者）が全体に占める割合は増加しており、高齢化が進行している。（図表 2-4）

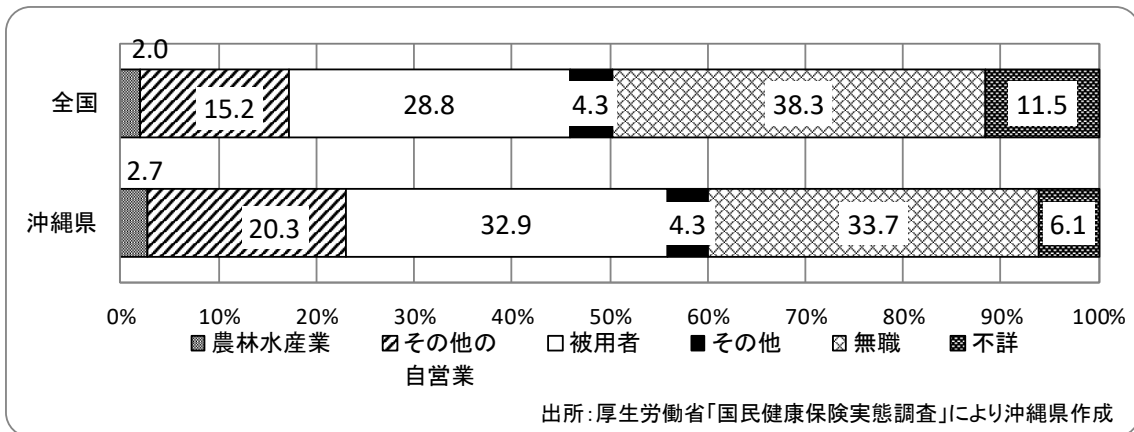
(2) 被保険者（世帯主）の職業

15 被保険者（世帯主）の職業の割合は、「無職」（退職者、年金生活者など）が最も多く、33.7%を占める。続いて、「被用者」が32.9%、「その他の自営業」が20.3%、「農林水産業」が2.7%となっている。（図表 2-5）

図表 2-4 被保険者年齢構成の推移（平成26～令和3年度）



図表 2-5 被保険者（世帯主）の職業構成（令和3年度）



5 3 一人当たり課税標準額（所得）

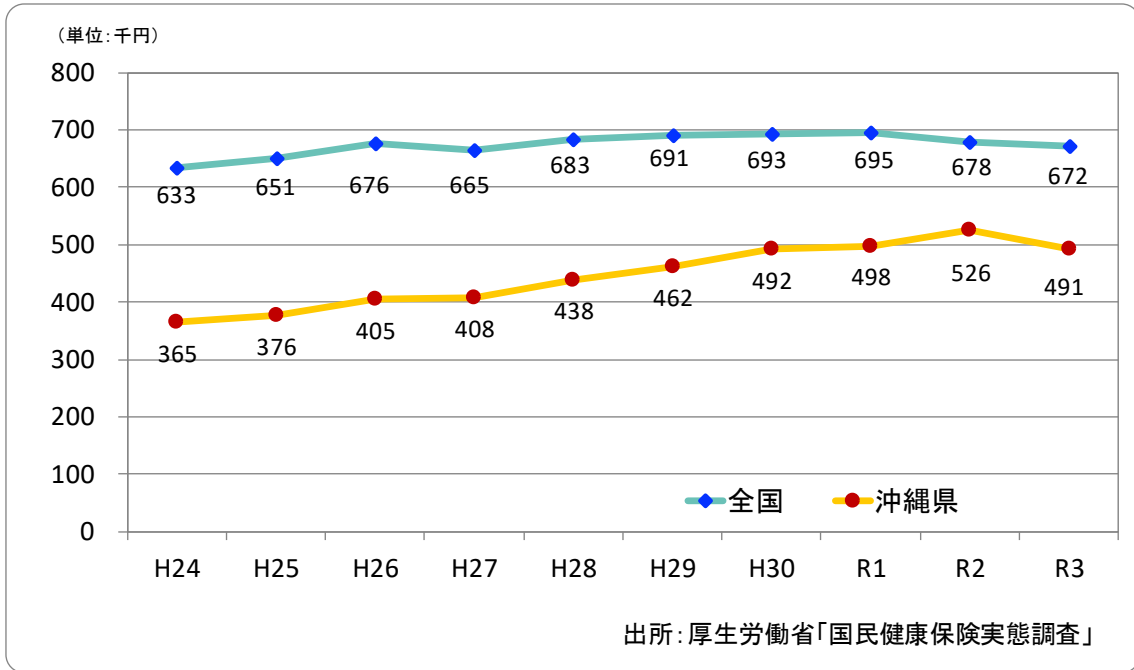
令和3年度の本県市町村国保の一人当たり課税標準額（所得）（注）は約49万1千円で、全国平均（約67万2千円）の約7割の水準であり、都道府県別で42位となっている。（図表2-6、2-7）

10 市町村別で見ると、最高が北大東村の155万3,641円、最低が多良間村の24万5,144円で、一人当たりの所得格差は約6.34倍となっている。（図表2-8）

（注）課税標準額（所得）

総所得金額等から基礎控除分を除いた額で、いわゆる旧ただし書所得をいう。

図表 2-6 一人当たり課税標準額の推移（平成26～令和3年度）



図表 2-7 都道府県別一人当たり課税標準額（令和3年度）

